

水道料金等にかかる点字印刷物に関する要綱

制 定 昭和 61 年 2 月 25 日局長決
最近改正 令和 6 年 3 月 29 日営業企画担当課長決

(趣旨)

第1条 この要綱は、点字印刷物による使用水量・水道料金等のお知らせ及び業務案内の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 点字印刷物は、次に掲げる者を対象に作成する。

- (1) 点字印刷物の交付の申し込みをした、視覚障がいのある水道使用者
- (2) (1)以外で、北部方面営業担当課長又は南部方面営業担当課長が、特に必要と認めたもの（通知方法及び作成時期等）

第3条 点字版「ご使用水量等のお知らせ」は、原則として当該使用者の検針日に作成し、郵送により通知する。

2 「水道料金のご案内」は、受け付けたときに、郵送する。

(事務処理)

第4条 この取扱いの事務処理は、営業企画担当課長が、別に定める。

附 則

この改正規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。